

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	川口市 介護保険居宅サービス等利用者負担額補助金の支給に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

川口市は、介護保険居宅サービス等利用者負担額補助金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

介護保険居宅サービス等利用者負担額補助金の支給に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認するとともに、秘密保持契約を締結している。

## 評価実施機関名

埼玉県川口市長

## 公表日

令和7年12月26日

[令和6年10月 様式2]

## I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険居宅サービス等利用者負担額補助金の支給に関する事務
②事務の概要	<p>川口市介護保険条例、同施行規則に基づき、介護保険居宅サービス等を利用するかたで、所得の低いかたに対して利用者負担額の一部を補助する。</p> <p>特定個人情報は、以下の事務に使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険居宅サービス等利用者負担額補助金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査に関する事務</li> </ul>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険システム</li> <li>・個人住民税システム</li> <li>・共通基盤システム(府内連携システム)</li> <li>・団体内統合宛名システム</li> <li>・住登外管理システム</li> <li>・生活保護システム</li> <li>・中間サーバ</li> <li>・既存住民基本台帳システム</li> <li>・電子申請システム</li> </ul>
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険補助金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第2項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(以下、番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例という)第3条第1項 別表第1の2</li> </ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ] &lt;選択肢&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 実施する</li> <li>2) 実施しない</li> <li>3) 未定</li> </ul>
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】 なし(本事務において、情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)</p> <p>【情報照会の根拠】  <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第9号</li> <li>・番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第4項</li> </ul> </p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	川口市 福祉部 介護保険課
②所属長の役職名	介護保険課長

## 6. 他の評価実施機関

## 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	川口市(総務部行政管理課情報公開文書係)〒332-8601 川口市青木2-1-1 電話048-258-1641
-----	---

## 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	川口市(総務部行政管理課情報公開文書係)〒332-8601 川口市青木2-1-1 電話048-258-1641
-----	---

## 9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した

適用した理由	
--------	--

## II しきい値判断項目

## 1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点

## 2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> [ 500人未満 ] 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点

## 3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<選択肢> [ 発生なし ] 1) 発生あり 2) 発生なし
--	--------------------------------------

## III しきい値判断結果

## しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる
-------------------

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ○ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		[      ]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	印刷後、件数や対象者情報に誤りがないか内容を確認している。	
9. 監査		
実施の有無	[ ○ ] 自己点検 [      ] 内部監査 [      ] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[      十分に行っている      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[      ]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発</p>	
当該対策は十分か【再掲】	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	介護システムへのアクセスが可能な職員は、届出によりアクセス権限を付与し、閲覧はICカードとパスワードによる認証としている。また、異動等による職員の入れ替えの都度、アクセス権限の追加、削除をすることで、適正な管理を行っている。	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月18日	I 関連情報－3個人番号の利用－法令上の根拠	番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条	川口市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条	事後	文言整理であり、重要な変更には該当しない
平成28年10月18日	I 関連情報－4情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第14号 ・番号法第19条第14項に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則(平成27年特定個人情報保護委員会規則第3号)第2条	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・川口市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第4項	事後	番号法の改正に基づく号番号の変更、及び根拠となる条例の追加であり、重要な変更には該当しない
平成29年10月25日	I 関連情報－5.評価実施機関における担当部署－②所属長	介護保険課長 渡辺 均	介護保険課長 藤波 康彰	事後	人事異動による変更であり、重要な変更には該当しない
平成30年11月15日	I 関連情報－5.評価実施機関における担当部署－②所属長の役職名	介護保険課長 藤波 康彰	介護保険課長	事後	評価書の様式変更であり、重要な変更には該当しない
令和1年6月28日	IVリスク対策	-	項目追加	事後	評価書の様式変更であり、重要な変更には該当しない
令和2年10月22日	IIしきい値判断項目－1対象人數－いつ時点の計数か	平成27年10月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	評価書の再実施における日付の変更であり、重要な変更には該当しない
令和2年10月22日	IIしきい値判断項目－2取扱者数－いつ時点の計数か	平成27年10月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	評価書の再実施における日付の変更であり、重要な変更には該当しない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月2日	I 関連情報－4情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・川口市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第4項	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第9号 ・川口市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第4項	事後	令和3年9月1日施行の番号法改正に伴う号ずれにかかる変更
令和4年11月7日	I 関連情報－1特定個人情報ファイルを取り扱う事務－③システムの名称	-	・電子申請システム	事前	介護保険電子申請本格運用開始前の見直しであり、重要な変更にあたらない。
令和7年12月26日	I 関連情報-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務-③システムの名称	・介護保険システム ・個人住民税システム ・共通基盤システム(府内用連携システム) ・団体内統合宛名システム(宛名システム等) ・税宛名管理システム ・生活保護システム ・中間サーバ ・既存住民基本台帳システム ・電子申請システム	・介護保険システム ・個人住民税システム ・共通基盤システム(府内連携システム) ・団体内統合宛名システム ・住登外管理システム ・生活保護システム ・中間サーバ ・既存住民基本台帳システム ・電子申請システム	事後	システム表記の統一による修正
令和7年12月26日	I 関連情報－3. 個人番号の利用－法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第2項  ・川口市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第2項  ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(以下、番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例といふ)第3条第1項 別表第1の2	事後	根拠条例に基づく別表の表記を追加した変更であり、重要な変更には該当しない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月26日	I 関連情報－4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】 なし(本事務において、情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)</p> <p>【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第9号 ・川口市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第4項</p>	<p>【情報提供の根拠】 なし(本事務において、情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)</p> <p>【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第9号 ・番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第4項</p>	事後	番号法及び主務省令の改正による変更であり、重要な変更には該当しない。
令和7年12月26日	II しきい値判断項目－1. 対象人数-いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	しきい値を再確認したため変更
令和7年12月26日	II しきい値判断項目－2. 取扱者数-いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	しきい値を再確認したため変更
令和7年12月26日	IVリスク対策－8. 人手を介在させる作業	-	項目追加及び以降の項目の番号のずれ	事後	評価書の様式変更であり、重要な変更には該当しない
令和7年12月26日	IVリスク対策－11. 最も優先度が高いと考えられる対策	-	項目追加	事後	評価書の様式変更であり、重要な変更には該当しない